

国民年金からのお知らせ

保険料の免除制度があります

所得が少ないときや失業等により保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって、保険料の納付が免除される制度があります。

①免除（全額免除・一部免除）申請

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。

②若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

③学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

※付加年金または国民年金基金に加入中の場合、免除等が承認されると脱退となります。

■過去2年まで遡って免除申請ができます

一定の将来期間のほか、過去2年（申請月の2年1カ月前の月分）まで遡って免除を申請できます。ただし、申請が遅れると万一のときに障害年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請してください。

■「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

	納付	全額免除	一部免除	若年者納付猶予 (学生納付特例)	未納
老齢・障害・遺族 基礎年金の受給 資格期間に…	含まれる	含まれる	含まれる (注2)	含まれる	含まれない
老齢基礎年金額 の計算に…	含まれる	含まれる (注1)	含まれる (注1、2)	含まれない	含まれない

(注1) 保険料を納めた場合と比べて、受け取る年金額が以下のとおりとなります。

(平成21年4月以降の免除期間)

- ・全額免除の場合…2分の1
- ・4分の3免除の場合…8分の5
- ・半額免除の場合…4分の3
- ・4分の1免除の場合…8分の7

(注2) 一般免除については、減額された保険料を納めないと「未納」と同等の扱いとなります。

水質検査結果のお知らせ

平成27年4月2日に実施した水道水水質検査結果は下表のとおりです。
 検査依頼先: 一般社団法人 青森県薬剤師会衛生検査センター
 表) 平成27年1月8日実施水道水水質検査結果

採水年月日	採水場所	検査判定
27年4月2日	大平滝浄水場	水質基準に適合
27年4月2日	岩屋浄水場	水質基準に適合
27年4月2日	野牛浄水場	水質基準に適合

※ 定期検査のほか、毎日各浄水場の水質検査を行い、安全で良質の水を供給できるよう維持管理しております。水質検査に関するご質問やご意見は水資源サービス課(上水道グループ)までご連絡ください。

☎ 27-2111(内線453)